

# 呉市水道局請負工事成績評定通知実施要領

工事検査室

## (趣旨)

第1条 この要領は、呉市水道局請負工事成績評定要領(以下「評定要領」という。)第9条及び第10条第2項の規定による通知並びに第11条第2項の規定による回答に関し必要な事項を定めるものとする。

## (対象工事)

第2条 評定要領第9条の規定により評定の結果を通知する工事は、評定要領第2条の規定により評定の対象となる請負工事とする。

## (評定点等の通知)

第3条 工事検査室長は、評定要領第7条第3項の規定により工事検査員から提出のあった工事検査成績評定書を速やかに工事成績評定点通知書(様式第1号)及び細目別評定点(様式第2号)に取りまとめ、これにより当該工事の請負者に通知するものとする。

2 前項の規定は、評定要領第10条第1項の規定により評定の結果を修正した場合について準用する。

## (説明請求の提出等)

第4条 評定要領第11条第1項の規定による書面(様式第3号)の提出先は、工事検査室長とする。

## (説明請求に対する回答)

第5条 管理者は、評定要領第11条第2項に規定する回答を、速やかに工事成績評定に係る説明書(様式第4号)により行うものとする。

2 管理者は、前項の回答をする場合、別に定める呉市水道局請負工事成績評定審査委員会に意見を求めることができる。

## 付 則

この要領は、平成20年11月1日から実施する。

改正 平成21年4月1日

(様式第1号)

呉水管工第 号  
平成 年 月 日

様

呉市水道企業管理者  
荒井和雄  
(工事検査室)

## 工事成績評定点通知書

貴社が施行しました工事については、呉市水道局請負工事成績評定要領(平成18年4月1日実施)に基づいて評定しました結果を次のとおり通知します。

なお、結果に疑問がある場合には、この通知を受けた日から起算して14日(期間の末日が呉市の休日を定める条例(平成元年呉市条例第35号)に定める休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い本市の休日でない日を末日とする。)以内に疑問の旨を付して、書面により説明を求めることができます。

疑問に対する回答は、書面により通知いたします。

1 工 事 名

2 工 期 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

3 完成検査年月日 平成 年 月 日

4 工事検査成績  
評 定 点 点

5 説明請求先 呉市西中央3丁目1番5号  
電話 0823-26-1607  
工事検査室

(様式第2号)

## 細目別評定点

工事番号	
工事名	

項目	細目	評定点 / 満点
1. 施行体制	. 施行体制一般	点 / 3.60 点
	. 配置技術者	点 / 4.60 点
2. 施行状況	. 施行管理	点 / 12.10 点
	. 工程管理	点 / 11.10 点
	. 安全対策	点 / 11.50 点
	. 対外関係	点 / 3.80 点
3. 出来形及び出来ばえ	. 出来形	点 / 14.30 点
	. 品質	点 / 16.30 点
	. 出来映え	点 / 8.50 点
4. 高度技術	. 高度技術力	点 / 5.00 点
5. 創意工夫	. 創意工夫	点 / 3.80 点
6. 社会性	. 地域への貢献等	点 / 5.40 点
7. 評 定 点 計		点 / 100.0 点
8. 法令遵守等 ( 減点のみ )		点
9. 評 定 点 合 計		点

(様式第3号)

平成 年 月 日

呉市水道企業管理者  
荒井和雄様  
(工事検査室)

業者名  
代表者  
電話番号

**工事成績評定点結果に対する説明請求書**

工 事 名	
質 問 内 容	

(様式第4号)

呉水管工第 号  
平成 年 月 日

様

呉市水道企業管理者  
荒井和雄  
(工事検査室)

### 工事成績評定に係る説明書

平成 年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、  
次のとおり回答します。

1 工 事 名

2 工 期 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

3 完成検査年月日 平成 年 月 日

4 疑問に対する  
回 答